

**神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 案件名称

神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

仕様書記載のとおり。

本業務は、この一連の分析・検討作業及びシステム構築業務全般について、独立かつ専門的視点に立ち、多方面からの情報収集と情報分析のノウハウを有する外部専門家・コンサルティング事業者の支援を求めるものである。

(2) 業務内容

神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務

(3) 事業規模（契約上限額）

金 12,320 千円（消費税含む）

上記金額のうち、令和6年度分の支払額の上限を6,028千円（消費税含む）、令和7年度分の支払額の上限を6,292千円（消費税含む）とする。

なお、本委託契約は、令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しない場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

(5) 履行場所

神戸市消防局警防部救急課及びその他本市が指定する神戸市内の場所

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

必要な資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で受託者に提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度ごとの業務完了後、本市の検査を経て、各年度ごとに定めた委託料を、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（委託契約書頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和4・5年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有しない場合は、本実施要領7（2）②に指定する書類を提出していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 仕様書「5.4 資格要件」の資格を有する者が従事すること。なお、「本市が同等と認める資格」については、具体的な資格の名称及び資格認定機関の名称を添えて、下記「5 スケジュール」記載の質問受付期間内に、質問項目として問い合わせること。
- (8) 仕様書に記載の業務について、一部を除いて、自ら実施できる能力を有すること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 公募開始 | 令和6年3月13日（水）午前9時 |
| (2) 実施要領等配布期間 | 令和6年3月13日（水）午前9時
～4月11日（木）午後5時 |
| (3) 質問・参加申請書・提案書受付開始 | 令和6年3月14日（木）午前9時 |
| (4) 質問受付締切 | 令和6年3月27日（水）午後5時 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和6年4月5日（金）までに回答 |
| (6) 参加申請手続の期限 | 令和6年4月15日（月）午後5時 |
| (7) (6)の参加申請者に対する無資格通知 | 令和6年4月15日（月）午後5時まで
までに通知（ただし、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった場合は、随時速やかに通知する。） |
| (8) 企画提案書等書類提出の期限 | 令和6年4月25日（木）午後5時 |
| (9) 提案書審査会 | 令和6年5月1日（水）予定 |
| (10) 選定結果通知 | 令和6年5月13日（月） |
| (11) 予定契約締結・事業開始 | 令和6年5月15日（水）予定 |
| (12) 事業完了 | 令和8年3月31日（火） |

6 実施要領配布等に関する事項

- (1) 配布期間
 - ① 令和6年3月13日（水）午前9時～4月11日（木）午後5時まで
 - ② 配布資料は、下記のホームページからダウンロードしたものを使用して下さい。
<http://www.city.kobe.lg.jp/a84309/kyuukyuu/k-picskoubo.html>
- (2) 配布資料
 - ① 神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務 公募型プロポーザル実施要領
 - ② 神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務委託仕様書
 - ③ 消防局想定スケジュール（別紙1）
 - ④ 参加申込兼資格確認申請書（様式1）
 - ⑤ 会社概要（様式2）
 - ⑥ 誓約書（様式3）

- ⑦ 質問票（様式4）
- ⑧ 辞退届（様式5）
- ⑨ 秘密保持誓約書（様式6）
- ⑩ 評価基準表
- ⑪ 委託契約書頭書（案）
- ⑫ 委託契約約款
- ⑬ 神戸市情報セキュリティ基本方針
- ⑭ 神戸市情報セキュリティ対策基準
- ⑮ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

7 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

- ① 受付期間
令和6年3月14日（木）午前9時～3月27日（水）午後5時まで
- ② 提出方法
別紙「質問票（様式4）」に記載し、下記のアドレスまで電子メールにより提出すること。
- ③ 提出先
fb_kyuukyuu@office.city.kobe.lg.jp
- ④ 質問の回答
令和6年4月5日（金）までに、質問書提出者全員に対して、電子メールにより回答するとともに、下記のホームページにて質問及び回答の内容を公開する。
<http://www.city.kobe.lg.jp/a84309/kyuukyuu/k-picskoubo.html>

(2) 参加申請手続

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、提案書の提出前に、必要な書類を添えて参加申込兼資格確認申請書を提出すること。提出後、参加資格の有無について申請書類により確認し、参加資格が認められない者に対しては、令和6年4月15日（月）までに書面で通知する。ただし、参加資格有とされた者で契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった場合は、その事実の確認後速やかに書面で通知する。

なお、申請書提出後に参加資格を喪失した場合、辞退届（様式5）を下記③記載のとおり提出すること。

- ① 受付期間
令和6年3月14日（木）午前9時～4月15日（月）午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く日の午後9時～正午、午後1時～午後5時に提出場所に提出すること。
※ 書類提出は、窓口への持参、又は簡易書留等による郵送に限る。
※ 持参・郵送とも事前に連絡すること。
- ② 提出書類
令和4年度・5年度の神戸市競争入札参加資格認定通知書の写しを提出する場合、参加事業者は下記書類のうちウ～カについて省略することができる。なお、書類を省略した事業者が提案書審査を経て委託先事業者となった場合には、契約締結時までに令和6年度・7年度の神戸市競争入札参加資格認定通知書の写しを提出しなければならない。
ア 参加申込兼資格確認申請書（様式1）
イ 会社概要（様式2）
※様式2の内容を記載した会社パンフレット等でも可

- ウ 法人登記簿謄本
- エ 代表者印鑑登録証明書（提出日から起算して3カ月以内に発行された正本）
- オ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分）
- カ 誓約書（様式3）
- キ 委任状（代表者以外の者の名義で申請する場合のみ）（任意様式）

③ 提出部数及び提出場所

- ・正本1部
- ・神戸市消防局警防部救急課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館4階

(3) 企画提案書の提出

① 受付期間

令和6年3月14日（木）午前9時～4月25日（木）午後5時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く日の午後9時～正午、午後1時～午後5時に提出場所に提出すること。

※ 書類提出は、窓口への持参、又は簡易書留等による郵送に限る。

※ 持参・郵送とも事前に連絡すること。

② 様式等

- ア サイズ：A4判用紙（任意様式）
- イ ページ番号：表紙、目次を除き、ページ番号を付すこと。
- ウ ページ数：表紙、目次を除き、40ページ以内とすること。
- エ 編綴の方法は自由とする。
- オ 正本1部、副本（コピー）10部とすること。

③ 正本の表紙のみに事業者（会社）名を記載し、副本10部には、会社名、ロゴマーク等応募登録者を特定又は類推することができる情報を一切記載しないこと。

④ 企画提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲内において作成すること。また、専門的用語の使用を避け、一般的な語句を用いて記載すること。ただし、やむを得ず記載する場合は、脚注を記載すること。

⑤ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。なお、提案書記載項目と仕様書記載項目との突合関係について、該当する提案書部分に明示すること。

ア 実施方針

専用端末を用いて、救急活動や各種事務で生じる医療機関との連携業務を電子化するほか、救急活動中に入力した内容が、消防指令・情報システムに反映可能なシステムとするための基本設計を策定すると共に、基本設計に基づく予算規模とスケジュールを計画するため提案者が考える本業務の実施方針を提示すること。

イ スケジュール・体制

- (ア) 本業務の年間スケジュール及び全体スケジュールを提示すること。
- (イ) 氏名、資格、主な業務実績と役割分担を記した本業務の実施体制図を提示すること。実施体制図には、本業務従事職員の本業務への大まかな従事割合（全従事業務中の他業務との比率／最大100%）を記載すること。
- (ウ) プロジェクトの工程・進捗状況の管理手法及び成果物の品質管理手法について記載すること。
- (エ) 再委託等を必要とする場合は、企画提案書の実施体系図に再委託である事を明記し、その理由、範囲、再委託先等の名称を明記すること（再々委託等が必要になる場合も同様の扱いとする）。
- (オ) 類似業務の実績がある場合には、当該類似業務の内容、委託者（自治体名等）及び時期について記載すること。

ウ 救急情報システム構築支援業務

仕様書内の「6 業務の詳細」に記載の内容について、別添評価基準中に記載した評価観点を参考に、想定される課題や具体的な支援内容、ノウハウ、業務の進め方及び手法等を提示すること。なお、仕様書に記載されたどの業務に関する提案かを明記すること。また、各項番ごとに、神戸市と分任する業務内容を提示すること。

エ 成果物

仕様書内の「8 成果物の内容」について、各成果物の想定される具体的な内容についても提示すること。

オ その他

本業務について、仕様書に記載がない、又は記載内容を超えるものの、本業務の目的を達成する上で、提案者が有益であるとする提案があれば提示すること。

⑥ 企画提案書の最後に、提案書ページとは別に、見積金額および算定根拠を記載すること。別途、「見積書」としての提示は不要とする。また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税も見積書に記載すること。

⑦ 仕様書「5.4 資格要件」に定める資格について証明する書類（資格証の写し、業務経験履歴一覧等）を、提案書とは別に必要数分を提出すること。

⑧ 提出場所

神戸市消防局警防部救急課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館4階

8 選定等に関する事項

(1) 提案書の審査方法

① 提案書の審査は、5名で構成される救急情報システム構築支援業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、応募者による提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを受け、その内容を審査して選定する。ただし、提案書提出事業者数が6社以上に至った場合、選定委員会は提出された企画提案書の書面審査を実施し、③に記載の手法により算出した「各評価項目の採点結果」を合算し、合計点数の上位5者についてのみプレゼンテーションを実施する。この場合、取扱いについては、別途提案書提出事業者すべてに通達する。

② 選定委員は、評価基準表に沿って企画提案書を評価する。

③ プレゼンテーションでは、提案書に基づき、評価基準中の評価観点到留意しながら提案内容を説明すること。提案書に記載していない内容の説明を追加する場合には、その旨を明確にすること。

④ プレゼンテーション後の選定委員による審査の結果、全選定委員が採点した評価項目ごとの評価点の平均点数を（少数点以下は四捨五入）を「各評価項目の採点結果」とし、内容点と価格点の合計点が最も高い事業者を選定する。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち、評価分類の「4 業務の詳細」に記載する評価項目の合計得点が高い事業者を選定する。さらに同点の場合は、価格が安い事業者を選定する。さらに同点の場合は、くじ引きにより決定する。

⑤ 評価基準の評価分類で「2 提案のコンセプト評価」及び「4 業務の詳細」の合計1020点の45%である459点を最低基準点とし、最終採点結果として上記③記載の評価分類ごとの平均点数の合計点数が459点以下の事業者は失格とする。その他の失格事由については評価基準表の記載のとおりとする。

(2) 提案書審査

① 日時 令和6年5月1日（水）

② 方法 来庁しての対面形式による

③ 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション

- ※ 写真、パンフレット等の補足資料がある場合は、必ず事前に提出すること。
- ※ 上記①～③の詳細な内容については、参加申込者に別途通知する。
- ※ プレゼンテーション時間は、一事業者につき 20 分とし、その後プレゼンテーションに対する選定委員との質疑応答時間を 20～30 分設ける。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 見積価格が、年度ごと及び全体の契約上限額を超過している場合。
- ② 仕様書 5.2 及び 5.4 に定める内容を満たしていない場合。
- ③ 仕様書 6 に定める項目について記載のない項目がある場合。
- ④ 評価点が、上記 (1) ④に記載する最低点未満となった場合。
- ⑤ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- ⑥ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談した場合。
- ⑦ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ 企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 各書類について提出期限後の差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 参加申込申請後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式 5）」を下記記載の提出先に届出ること。
- ⑧ 本委託契約は、令和 6 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しない場合がある。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市消防局警防部救急課 新田、木ノ下
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4 号館 4 階
電子メールアドレス：fb_kyuukyuu@office.city.kobe.lg.jp
TEL：078-322-5751（外線）
FAX：078-325-8597

以上